アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

- **1 開催日時** 平成29年11月13日 (月曜日) 午後1時30分~午後3時19分
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 案 件
 - 1 証人喚問について
 - 2 証人喚問要求について
 - 3 記録の提出について
 - 4 関係人に対する質問について
 - 5 その他

〇出席委員

委 員	長	丸	野	達夫	委	員	長名	111.5	章	悦
副委員	長	山	脇	智	委	員	藤	原	浩	平
委	員	中	村	美津緒	委	員	仲	谷	良	子
委	員	木	戸	喜美男	委	員	秋	村	光	男
委	員	里	村	誠 悦	委	員	赤	木	長	義

〇欠席委員

なし

〇事務局出席職員氏名

議会事務局長	木	浪	龍	太	議事調査課主査	Щ	内	克	昌
議会事務局次長	八才	大澤		透	議事調査課主査	柴	田		聡
議事調査課長	齋	藤	賢	剛	議事調査課主査	花	田		昌
議事調査課副参事	横	内	英	雄	議事調査課主事	髙	木		渉

〇丸野達夫委員長 アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の案件表に従い会議を進めてまいります。

傍聴人の皆様に申し上げます。

携帯電話その他音声等を発する機器の電源をお切りくださいますよう、お 願い申し上げます。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。 まず、アウガ問題調査特別委員会証人尋問通告一覧。

次に、証人尋問の基本的な流れ。

次に、地方自治法第100条。

次に、民事訴訟法。

今、申し上げました証人尋問の基本的な流れ、地方自治法第 100 条、民事訴訟法につきましては、委員の皆様には解説等も記載しておりますけれども、著作権の関係から傍聴者の皆様には解説部分は記載されておりませんので、その点あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

続きまして、アウガ問題調査特別委員会運営要領。

次に、アウガ問題調査特別委員会証人喚問要求書。

次に、アウガ問題調査特別委員会記録提出要求書。こちらがその1とその2の2種類あります。

次に、アウガ問題調査特別委員会関係人に対する質問事項。こちらがその 1からその3まで3種類あります。

次に、これは委員のみの配付ですけれども、会議等の予定が 11 月、12 月分 を配付しております。御確認をお願いいたします。

以上でございます。

〇丸野達夫委員長 ありがとうございます。

ただいま説明のあったとおり、配付資料に漏れはありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 なければ、案件に入りたいと思います。

案件の1「証人喚問について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、証言を求める事項を御協議いただく前に、関連する資料の御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料「証人尋問の基本的な流れ」をごらんいただきたいと思います。 内容を説明してまいりますと、まず1番目といたしましては、証人尋問の 当日の流れでございますけれども、委員長がまず委員会の開会を宣告いたし ます。次に、委員長が調査事件を宣告いたします。次に、委員長が証人の出席 を求めていること、証人の出席の労に対して感謝する旨を述べます。次に、 委員長が証人に対し証言拒否等ができる場合の注意事項、罰則があることを 述べます。次に、委員長が証人に宣誓を求めます。宣誓を求めた後、全員起立 いたします。全員は、会議に出席している傍聴の方も含め全員起立いたしま す。そして、証人が宣誓書に基づき宣誓いたしまして、署名捺印いたします。

続きまして、委員長が証人の氏名、住所、職業、生年月日等を確認——人定尋問をした後に、委員会で決定した共通事項を尋問——主尋問いたします。次に、委員長の尋問後、委員が共通事項以外のことについて尋問——補足尋問いたします。尋問が終了した場合、委員長は証人に謝意を述べ、退席を促します。

なお、証言では、証人は体験した事実を述べるのであって、意見を述べることはできません。そして、委員会において尋問された事項に対してのみ証言を述べることができるため、尋問事項以外については証言を述べることができません。また、尋問内容が不明確なため、証人がその疑義をただすために委員長や委員に対して、質問することは可能でありますが、それ以外の質問や反論はすることはできないこととされております。

以上が、証人尋問の基本的な流れであります。

続きまして、資料「地方自治法第 100 条」をごらんいただきたいと思います。

地方自治法第 100 条第 2 項の規定によりまして、証人尋問は、民事訴訟法 を準用することとしております。地方自治法第 100 条の資料の 2 ページをご らんいただきたいと思います。

2ページの解説(3)です。こちらの内容、メモ等の持参は原則禁止でありますが、具体的な調査事項、メモの内容等により委員長(委員会)が判断するとされております。そのことから、ちょっと資料が飛んで恐縮なのですが、アウガ問題調査特別委員会運営要領——2ページものですけれども、こちらの運営要領の2ページになります。運営要領の2ページの「10 証人の尋問」、こちらの(7)です。以上の解説等により、本委員会として決定いたしました運営要領として「(7)証人は、メモ等の資料に基づいて証言を行うことはできないが、委員会の許可を受けたときはこの限りでない」と運営要領で定めておりますことから、このことにつきましては、あらかじめ事務局のほうで証人にメモの持参の有無を確認することとしております。証人がメモの持参を願い出た場合は、証人喚問予定日の前に本委員を開催して、メモの持参の許可をお諮りすることとなります。

資料がまた戻ります。

資料「地方自治法第 100 条」の同じく 2 ページです。解説の(4)です。 こちらは、補佐人に関する記載ですが、このことにつきましても運営要領に その旨記載しております。運営要領の2ページです。運営要領の2ページの「9 証人の出頭」、こちらの「(4)証人の補佐人(弁護士等)同伴の申し出がある場合、証人は補佐人同伴願を提出し、委員会の許可を得ることとする」と定めておりますことから、こちらにつきましても事務局であらかじめ証人に補佐人同伴の有無を確認することとしております。証人が補佐人の同伴を願い出た場合は、証人喚問予定日であるその前に本委員会を開催いたしまして、補佐人同伴の許可をお諮りすることとなります。

済みません。また資料戻りまして、「地方自治法第 100 条」の資料 3 ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの解説の(1)であります。関係人は正当の理由なくして、出頭、証言、記録の提出を拒むことはできないが、憲法第38条第1項の規定により、自己に不利な供述は強要されないとなっております。

続きまして、資料が変わります。

資料「民事訴訟法」をごらんいただきたいと思います。民事訴訟法の2ページです。民事訴訟法第196条におきまして、「証言が証人又は証人と次に掲げる関係を有する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関するときも、同様とする」と定めておりまして、1つといたしましては「配偶者、4親等内の血族若しくは3親等内の姻族の関係にあり、又はあったこと」、2つといたしまして「後見人と被後見人の関係にあること」でございます。

同じページ同法第 197 条でございます。証言を拒むことができる場合を列記しております。今回の証人喚問予定者に関係する部分といたしましては、「技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合」、こちらが関係が深いかと考えております。この解説につきましては、四角囲みに記載のとおりですが、技術及び職業の秘密の中で証言拒絶権の対象となるのは、保護に値する秘密に限定されると解されております。

続きまして、資料が飛びます。6ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、民事訴訟規則第115条です。民事訴訟規則第115条第1項では、「質問は、できる限り、個別的かつ具体的にしなければならない」と定めております。また、同条第2項では、質問をしてはならない事項を列記しておりまして、「一 証人を侮辱し、又は困惑させる質問」、「二 誘導質問」、「三 既にした質問と重複する質問」、「四 争点に関係のない質問」、「五 意見の陳述を求める質問」、「六 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問」となっております。これらの中で特に留意が必要なのが誘導質問です。こちらは7ページに四角囲みで解説を記載しておりますけれども、「新漢無限」は、温思表が表示中のないます。

によって答え得る形式を指すもの」とされております。つまり、イエスオア ノーで答えなければならない質問はできないこととされております。

同じく7ページ民事訴訟規則第 121 条です。証人が特定の傍聴人の面前においては威圧され十分な陳述をすることができないと認めるときは、当事者の意見を聴いて、その証人が陳述する間、その傍聴人を退廷させることができると定めておりますことから、あらかじめ証人に傍聴を認めない者がいるかどうか事務局において確認することとしております。証人に傍聴を認めない者がいる場合は、その証人が陳述する間、当該傍聴人に退室願うこととなりますので、あらかじめ御承知おき願いたいと思います。

以上の点に御留意いただきながら、証言を求める事項についての御協議を お願いいたします。

なお、アウガ問題調査特別委員会運営要領の2ページですが、「10 証人の尋問」の「(9)委員は、民事訴訟法等の尋問に関する事項を了知する」としておりますことから、ただいま説明した部分以外につきましても、民事訴訟法、改資料を後ほどごらんいただきまして、民事訴訟法、民事訴訟規則等の内容を御確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

〇丸野達夫委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明のとおり民事訴訟法について、皆さんも勉強していただき ますようお願い申し上げます。

それでは、証言を求める事項を協議する前に幾つか確認したいと思います。 「報道機関の取り扱いについて」を議題にいたしたいと思います。

証人喚問当日は、報道機関によるテレビ・写真等の撮影及び録音を許可したいと考えておりますが、これでよろしいか御協議願います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇丸野達夫委員長 それでは、証人喚問当日は、報道機関によるテレビ・写真等の撮影及び録音を許可することといたします。

次に、「証人喚問予定者について」を議題といたします。

前回11月1日の本委員会におきまして、6人の証人喚問を行うことが確認されております。証人喚問の際は、本委員会の顧問弁護士を同席させることとしておりますが、顧問弁護士に11月の予定を確認したところ、出席が可能な日は、11月28日の1日のみということでありました。1日に6人を証人喚問することは難しく、多くても4人が限界ではないかと考えております。

また、第4回定例会での最終報告は現実的に難しくなりましたため、第4回定例会閉会日に中間報告を行うために、会期中に少なくとも1回は、中間

報告の内容を協議するための本委員会を開かなければなりません。そのような状況を総合的に勘案いたしますと、開会日の前日ではありますが、11月28日に4人の証人喚問を行い、一般質問初日の前日となる12月4日に2人の証人喚問を行いたいと考えておりますがいかがでしょうか。赤木委員。

- **○赤木長義委員** 12月4日は、この弁護士はオーケーなんですか。
- **〇丸野達夫委員長** 事務局、答えられますか。議事調査課長。
- ○齋藤賢剛議事調査課長 事務局において、顧問弁護士の日程を確認いたしましたところ、11月28日及び12月4日は、対応可能と伺っております。 以上でございます。
- **〇丸野達夫委員長** ほかにございますか。

なければ、11 月 28 日に 4 人の証人喚問を行い、12 月 4 日に 2 人の証人喚問を行うことといたします。

そこで、11 月 28 日に証人喚問を行う4人を誰にするかですが、これまでの調査の経緯から、ムラヤマ建設工業株式会社代表取締役、そして藤本淳氏及び2人から名前の挙がった元有限会社沼田建設社員、そして元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役の4人とし、12月4日に証人喚問を行う2人につきましては、元青森駅前再開発ビル株式会社職員及び契約職員にしたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 それでは、そのようにいたします。

証人尋問を行う順番ですが、11月28日は、まず午前に元有限会社沼田建設社員及びムラヤマ建設工業株式会社代表取締役、午後に藤本淳氏及び元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役、12月4日は、午前に元青森駅前再開発ビル株式会社職員、午後に元青森駅前再開発ビル株式会社契約職員という順番を考えておりますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇丸野達夫委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、「証人喚問予定者の傍聴の取り扱いについて」を議題といたします。 証人喚問予定者の傍聴の取り扱いについてでありますが、証言内容への影響を避けるため、証人喚問当日におきましては、証人は他の証人喚問の傍聴 を認めないこととしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 それでは、証人喚問当日におきましては、証人は他の証 人喚問の傍聴を認めないことといたします。

それでは、証言を求める事項について、お一人ずつ協議してまいりたいと 思います。

まず、元有限会社沼田建設社員につきましては、証人尋問通告一覧の1ペー

ジに記載のとおり、6件の証言を求める事項が提出されておりますが、記載のとおりでよろしいですか。

なお、私の主尋問を含めてどの委員が質問を行うかは現在調整中でありますので、調整後質問者とその質問要旨を次回の委員会で改めてお諮りしたい と思っておりますので、その件も含めてよろしくお願いいたします。

6件については、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、証人喚問する日時を協議します。

先ほどもお聞きいたしましたが、11月28日午前10時にしたいと考えておりますがよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇丸野達夫委員長 それでは、証人喚問する日時は、11 月 28 日午前 10 時、 開催場所は第3・第4委員会室といたします。

以上で、証人喚問の議決に必要な項目の協議が調いましたので、改めてお 諮りいたしたいと思います。

なお、これより証人は実名で進めることといたします。

「証人喚問の件」を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階、の遊歩道工事②」、「アウガ1階、の遊歩道工事で」、の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項についての調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、来る平成29年11月28日午前10時に議事堂第3・第4委員会室において、元有限会社沼田建設社員工藤信孝氏を証人として本委員会に出頭を求め、証言を求める事項、地階あおもり食街道について、1階スイーツコーナーについて、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設について、地階飲食店りんご箱について、アウガ1階水の遊歩道について、アウガ1階1一8区画ガールフレンドについて、証人尋問を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第1項の規定に基づき、工藤信孝氏

を証人として本委員会に出頭を求めることに決しました。

次に、ムラヤマ建設工業株式会社代表取締役村山公之氏については、証人 尋問通告一覧の2ページに記載のとおり、2件の証言を求める事項が提出さ れておりますが、記載のとおりでよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 それでは、そのように決定いたします。

最後に、証人喚問する日時を協議します。

先ほども申し上げました 11 月 28 日の午前 11 時にしたいと思いますがよ ろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇丸野達夫委員長 それでは、証人喚問する日時は、11月28日の午前11時、 開催場所は第3・第4委員会室といたします。

以上で、証人喚問の議決に必要な項目の協議が調いましたので、改めてお 諮りしたいと思います。

「証人喚問の件」を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項についての調査を行うため、地方自治法第 100条第1項の規定に基づき、来る平成 29年11月28日午前11時に議事堂第3・第4委員会室において、ムラヤマ建設工業株式会社代表取締役村山公之氏を証人として本委員会に出頭を求め、証言を求める事項、地階あおもり食街道について、1階スイーツコーナーについて、証人尋問を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、村山公之氏を証人として本委員会に出頭を求めることに決しました。

次に、藤本淳氏については、証人尋問通告一覧の3ページに記載のとおり、 2件の証言を求める事項が提出されておりますが、記載のとおりでよろしい でしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、証人喚問する日時を協議いたします。

11月28日の午後1時30分にしたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 証人喚問する日時は、11 月 28 日の午後 1 時 30 分、開催

場所は第3・第4委員会室といたします。

以上で、証人喚問の議決に必要な項目の協議が調いましたので、改めてお諮りしたいと思います。

「証人喚問の件」を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項についての調査を行うため、地方自治法第 100条第1項の規定に基づき、来る平成 29年 11月 28日午後 1時 30分に議事堂第3・第4委員会室において、藤本淳氏を証人として本委員会に出頭を求め、証言を求める事項、地階あおもり食街道について、1階スイーツコーナーについて、証人尋問を行いたいと思います。

これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、藤本淳氏を証人として本委員会に出頭を求めることに決しました。

次に、元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役木村勝治氏については、 証人尋問通告一覧の4ページに記載のとおり、9件の証言を求める事項が提 出されております。記載のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、証人喚問する日時を協議します。

11月28日午後2時にしたいと考えておりますがよろしいでしょうか。 [「はい」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 証人喚問する日時は、11 月 28 日午後 2 時、開催場所は 第3・第4委員会室といたします。

以上で、証人喚問の議決に必要な項目の協議が調いましたので、改めてお 諮りしたいと思います。

「証人喚問の件」を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1一8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項

及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査についての調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、来る平成 29 年 11 月 28 日午後 2 時に議事堂第 3・第 4 委員会室において、元青森駅前再開発ビル株式会社常務取締役木村勝治氏を証人として本委員会に出頭を求め、証言を求める事項、落札業者決定の経緯等について、ヤマト運輸株式会社の出店経緯等について、地階飲食店りんご箱について、アウガ 1 階水の遊歩道について、アウガ 1 階 1 — 8 区画ガールフレンドについて、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書について、情報発信事業について、株式会社 B S Mモニタリング資料について、取締役会について、証人尋問を行いたいと思います。

これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、木村勝治氏を証人として本委員会に出頭を求めることに決しました。

次に、元青森駅前再開発ビル株式会社職員につきましては、証人尋問通告 一覧の5ページに記載のとおり、9件の証言を求める事項が提出されており ます。記載のとおりでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇丸野達夫委員長 それでは、そのように決定いたします。

証人喚問する日時を協議します。

12月4日午前10時にしたいと考えておりますがよろしいでしょうか。 [「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 証人喚問する日時は、12 月 4 日の午前 10 時、開催場所は第 3 ・第 4 委員会室といたします。

以上で、証人喚問の議決に必要な項目の協議が調いましたので、改めてお 諮りしたいと思います。

なお、これより証人は実名で進めることといたします。

「証人喚問の件」を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1一8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項

及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査についての調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、来る平成 29 年 12 月 4 日午前 10 時に議事堂第 3・第 4 委員会室において、元青森駅前再開発ビル株式会社職員福島政樹氏を証人として本委員会に出頭を求め、証言を求める事項、地階あおもり食街道について、1 階スイーツコーナーについて、ヤマト運輸株式会社の出店経緯等について、地階飲食店りんご箱について、アウガ 1 階水の遊歩道について、アウガ 1 階 1 一 8 区画ガールフレンドについて、平成 24 年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業について、青森市「食」街道めぐり事業補助金について、情報発信事業について、証人尋問を行いたいと思います。

これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、福島政樹氏を証人として本委員会に出頭を求めることに決しました。

次に、元青森駅前再開発ビル株式会社契約職員については、証人尋問通告 一覧の6ページに記載のとおり、8件の証言を求める事項が提出されており ますので、この記載のとおりでよろしいかお聞きしたいと思います。よろし いでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 それでは、そのように決定いたします。

証人喚問する日時を協議いたします。

12月4日午後1時にしたいと考えておりますがよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 証人喚問する日時は、12月4日午後1時、開催場所は第 3・第4委員会室といたします。

以上で、証人喚問の議決に必要な項目の協議が調いましたので、改めてお諮りしたいと思います。

なお、これより証人は実名で進めることといたします。

「証人喚問の件」を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階、

森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査についての調査を行うため、地方自治法第 100 条第1項の規定に基づき、来る平成 29 年 12 月 4 日午後 1 時に議事堂第 3・第 4 委員会室において、元青森駅前再開発ビル株式会社契約職員野呂周生氏を証人として本委員会に出頭を求め、証言を求める事項、地階あおもり食街道について、1階スイーツコーナーについて、ヤマト運輸株式会社の出店経緯等について、地階飲食店りんご箱について、アウガ 1 階水の遊歩道について、アウガ 1 階 1 一 8 区画ガールフレンドについて、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書について、青森駅前再開発ビル株式会社について、証人尋問を行いたいと思います。

これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、野呂周生氏を証人として本委員会に出頭を求めることに決しました。

案件の2「証人喚問要求について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

- ○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、案件の2「証人喚問要求について」です。お手元に配付の「アウガ問題調査特別委員会 証人喚問要求書」をごらんいただきたいと思います。日本共産党会派の山脇智委員から、1名の証人喚問の要求がありましたので、このことについて御協議をお願いいたします。以上でございます。
- ○丸野達夫委員長 このことにつきまして、山脇議員に説明を求めます。
- **〇山脇智委員** ソフト事業についても、実績報告書などを見ればかなり見積もりが疑わしいことが出てきまして、その中で博報堂さんとジャパンクリエイティブさんに文書による質問を行ったところ、この2社から見積りを提出していないという回答が来たことから、ますます疑いが濃厚になったので、このソフト事業について実際に事業を行ったこの会社の代表の方を証人として喚問して、実際に話を聞く必要があると思い提出をしました。
- **〇丸野達夫委員長** ただ今、山脇委員から有限会社アクティブワークス代表 取締役を証人喚問するとの要求がありましたが、このことについて協議して いきたいと思います。御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- **〇丸野達夫委員長** なければ、この方を証人喚問することでよろしいですか。 [「はい」と呼ぶ者あり]
- **○丸野達夫委員長** 有限会社アクティブワークス代表取締役に対しましては、 証人喚問を行うことといたします。会議終了後、事務局が様式を配付いたし

ますので 11 月 17 日午後 5 時までに証言を求める事項を提出していただき、 次回 11 月 22 日午後 1 時 30 分から開催する本委員会でその内容を協議の上、 証人喚問を議決いたしたいと思います。

案件の3「記録の提出について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、案件の3「記録の提出について」です。 お手元に配付の「アウガ問題調査特別委員会 記録提出要求書」その1及 びその2をごらんください。日本共産党会派の山脇智委員及び新政無所属の 会会派の中村美津緒委員からそれぞれ記録提出の要求がありましたので、こ のことについて御協議をお願いいたします。

以上でございます。

〇丸野達夫委員長 それではまず記録の提出要求その1であります。

調査事項1、アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1-8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項及び調査事項2、アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査の調査を進めるため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、小野寺晃彦青森市長に対し、株式会社BSMモニタリング資料のうち、平成23年度、平成24年度、平成25年度を除き保有している資料一式の記録の提出を、平成29年11月21日までに求めるものであります。この件に関しまして、山脇委員に説明を求めます。

- **〇丸野達夫委員長** 山脇委員。
- 〇山脇智委員 現在、提出されている平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度のBSMモニタリング資料を全て読んだんですが、この中でアウガが経営破綻に陥るまでの経過が詳細に記録されていて大変役に立つ資料であり、また調査事項にも関連する内容が多々見受けられまして、これはその前の年度の平成 22 年度と、あと平成 26 年度、平成 27 年度のモニタリング資料があると聞いてますので、これについてもやはりもう一度分析、しっかり読む必要があると思い提出をしました。
- **〇丸野達夫委員長** ありがとうございます。

ただいまの山脇委員の説明に対し、御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- **〇丸野達夫委員長** なければ、地方自治法第 100 条で求めますか。 〔「求めます」と呼ぶ者あり〕
- **〇丸野達夫委員長** それでは改めてお諮りしたいと思います。

「記録の提出」の件を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1-8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査について調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、小野寺晃彦青森市長に対し、平成29年11月21日までに株式会社BSMモニタリング資料のうち、平成23年度、平成24年度、平成25年度を除き保有している資料一式の記録の提出を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

次に、記録の提出要求その2であります。調査事項1、アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階小の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1一8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項及び調査事項2、アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査の調査を進めるため、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対し、青森駅前再開発ビル株式会社で記録の中で、「青森駅前再開発ビル株式会社が行った工事について市が調査した中で記載誤りのある契約書が合計7通確認された契約書」に添付され

ている書類に、「代表者名(古山社長)の誤記載については、上記とは別に複数ある」と記載のあった当該契約書の記録の提出を平成29年12月15日までに求めるものであります。

この件に関しまして、中村委員の説明を求めます。中村委員。

〇中村美津緒委員 新政無所属の会から調査事項1の(1)のあおもり「食」街道めぐり事業そして青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札の見積もり合わせに関する事項でした。その中で、先般青森駅前再開発ビル株式会社――以下ビル会社と呼びますが、代表清算人鈴木規央氏に対しまして、平成24年度分の取締役会議事録を要求いたしました。その要求した議事録が提出されましたが、その中に補助事業に係るその議事録が大体全でで150ページぐらいある中の議事録でありましたが、この補助事業に係る議事録で記載されている議論されたということになっているんですが、たった3行しか議事進行で出てきませんでした。どういった経緯でこの補助事業が行ったのかを調べるために、これは平成23年度も必要だと思いました。さらに、この補助事業、どういった成果があったのかというのを含めて、どういった議事が進行されたのかを確認するためにも、この代表清算人鈴木規央氏に対しまして、その前の平成23年度、そして、その後の平成25年度の取締役会議事録も必要と思ったので、地方自治法第100条第1項を適用いたしまして資料請求をしたいと考えております。

続きまして2番ですが、私どもが契約書――ビル会社側と、そして施工を担当しました沼田建設おのおのに契約書が存在するとの思いから、ビル会社側からもこの工事請負契約書の提出を求めました。原本が提出されるのかなと思ったんですが、実際そのコピーが提出されたことに関しましては、これは残念であったんですが、ただそのただし書きのところに皆様も記憶に新しいと思うんですが、当時古山社長という方が数カ月間社長を務めておりました。その際に出てきました業務委託契約書、これは代表取締役社長の名前の誤記載がしてあり、それに代表印の押印がしてありました。私、これ1通しかないのかなと思いましたら、この代表清算人が送ってきましたそのただし書きのところに、「誤記載については、上記とは別に複数ある」というふうに記載されておりましたので、どのような契約書が交わされ、どのような誤記載があったのかというのを確認するために、この古山社長の誤記載、複数あると記載されていた当該契約書を、地方自治法第100条第1項を適用して記録提出要求を求めるものです。

以上です。

- **〇丸野達夫委員長** ただいまの中村委員の説明に対し、御質疑ありますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇丸野達夫委員長** ありませんか。地方自治法第 100 条で求めていますので、

地方自治法第 100 条でよろしいですか。それでは、改めてお諮りいたしたい と思います。

「記録の提出の件」を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」 街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における 見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけ るスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲 食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水 の遊歩道工事②」、「アウガ1階1-8区画ガールフレンド」の工事に対し、 青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青 森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項 及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査につ いて調査を行うため、地方自治法第 100 条第1項の規定に基づき、青森駅前 再開発ビル株式会社代表清算人鈴木規央氏に対し、平成29年12月15日まで に(1)青森駅青森駅前再開発ビル株式会社平成23年度及び平成25年度取締 役会議事録、(2)平成 29 年 10 月 26 日付けで提出のあった記録の中で、「青 森駅前再開発ビル株式会社が行った工事について市が調査した中で記載誤り のある契約書が合計7通確認された契約書」に添付されている書類に、「代 表者名(古山社長)の誤記載については、上記とは別に複数ある」との記載が あった当該契約書の記録の提出を求めたいと思います。これに御異議ありま せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、記録の提出を求めることに決しました。

案件の4「関係人に対する質問について」を議題といたします。

議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、案件の 4 「関係人に対する質問について」です。

お手元に配付の「アウガ問題調査特別委員会 関係人に対する質問事項」その1、その2、その3、3種類あります。こちらをごらんいただきたいと思います。新政無所属の会会派の中村美津緒委員から、関係人に対する質問の提案が3件ありましたので、このことについて御協議をお願いいたします。

以上でございます。

- **〇丸野達夫委員長** それでは、このことにつきまして、その1からその3まで中村委員に説明を求めます。中村委員。
- ○中村美津緒委員 まずその1です。調査事項「アウガが経営破綻に陥るに至

るまでの行政関係等の関与の状況調査」でした。先ほどのビル会社の代表清算人であります鈴木弁護士が提出いたしました、当時の古山社長の誤記載があるということに対しまして、以前、私も何度か予算特別委員会、アウガ問題に関する調査特別委員会で、この件に関しても質問してまいりました。それで、1通しかないと思っていたのですが、複数あるということでしたので、改めましてこの当時の元代表取締役社長、古山さんに質問をしたいと思っておりました。内容は——これは読み上げたほうがよろしいでしょうか。

- **〇丸野達夫委員長** オーケーです。
- **〇中村美津緒委員** まず1つ目に、青森駅前再開発ビル株式会社では代表印の取り扱いについて、どのように管理していたのか。

次に、青森駅前再開発ビル株式会社では、代表取締役名が記載されている 文書について、どのようにこれまで取り扱ってきたのか。

直営店――誤記載が見つかった業務委託契約書でした。この業務委託契約書に代表取締役名が誤記載されており、なおかつ代表印が押印されているが、この件に関してアウガ問題に関する調査特別委員会において、市側の答弁ですが、いわゆるこれは本人が見たことを確認する書類に判こがあったということでありますので、それについて当時の代表取締役がごらんになっているんだろうというふうに市側は答弁しておりますが、その認識はあるか。

最後に、直営店業務委託契約書のほかに、代表取締役名の誤記載の文書が 複数あると聞いているが、その認識はあるか。この以上を質問したいと考え ております。

続きましてその2でございます。これも任意の質問でした。要求先は、元青森駅前再開発ビル株式会社副社長に対しまして、平成25年度に青森駅前再開発ビル株式会社から元金の一部を償還させた理由について。次、直営店出店に至るまでの経緯について。3つ目、ヤマト運輸株式会社出店の経緯について。4つ目、水の遊歩道改装に至る経緯について。5つ目、出店者会における販売促進費についての取締役会で諮られている内容について、どのように話し合われたのか。6つ目、取締役会においてリーシングにおける契約嘱託職員とのやりとりについて、取締役会議事録では、かなり強引なやり方や口調での説明ですが、実際のリーシング状況については、どうだったのか。そして最後に株式会社BSMモニタリング資料について、青森市と青森駅前再開発ビル株式会社で共有はしていたのかどうか。

以上のことを質問させて頂きたいと思います。

- **〇丸野達夫委員長** 中村委員、ただいまの説明でいいんですが、2から4については、もう少し具体的に聞かないと相手は答えにくいと思うんですが、 具体的に言えますか。
- **〇中村美津緒委員** 実はこれ議事録を見まして、これまで私たちが質問して

きた市側の答弁と議事録と、この当時の副社長がおっしゃっていることのいろいろな相違、そしてなぜそのような発言を副社長としての立場で述べたのかというのがありまして、これは、じゃあ……。

- **〇丸野達夫委員長** それじゃ、あれですか。取締役会でのこの直営店もしくは、ヤマト運輸株式会社、水の遊歩道の改装に関してどのように話し合われてきたのかということを聞きたいということで、その認識でよろしいですか。
- **〇中村美津緒委員** そうですね。またこれを改めて質問出すときに、もっと 細かく提出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- **〇丸野達夫委員長** いや、今ここで諮りますので。
- ○中村美津緒委員 そうですか。それではまず直営店に関してですが、これまで市側が直営店、至る経緯を述べてまいりました。そして、当時の常務取締役であります木村勝治氏からもこの経緯について説明されておりましたが、全くとは言いませんが異なった答弁でありましたので、当時、取締役会に出席していた元副社長として、どのような経緯で認識していたのかということであります。それがヤマト運輸、水の遊歩道、これ合わせて2、3、4が一緒でした。よろしいでしょうか。
- **〇丸野達夫委員長** わかりました。その3をお願いします。
- ○中村美津緒委員 続きましてその3です。

その3、調査事項(1)、(2)、(3)、(4) そして2番のアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査の中で、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長につきまして、これはよく出てきました、りんご箱の賃貸借契約についてであります。これは幾度となく変更合意書が交わされておりました。平成26年3月にはこの元社長のときに交わされているものでしたので、どうしてこのような賃貸借契約変更合意がなされたのかという経緯をお聞きしたいというのが1つ。そして2つ目、これまで何度かいろいると一一古山社長のときもそうなんですが、本当に代表取締役が目を通していたのかという疑義が残る契約書、そして内容等のものがありましたので、当時の元社長に対しても、全ての事柄が社長に報告されて事業化されていたのかということをお聞きしたいと思いまして、このような質問を考えました。以上でございます。

- **〇丸野達夫委員長** ただいまの中村委員の説明につきまして御質疑ありますか。秋村委員。
- ○秋村光男委員 関係者に対する質問事項の関係で、これは任意ですね。
- **〇丸野達夫委員長** そうですね。
- ○秋村光男委員 任意。(「これ書面じゃないかな」と呼ぶ者あり)
- **〇丸野達夫委員長** 書面です。
- ○秋村光男委員 それで、これはどういう形でこの相手側にこの質問事項を

伝えるのか、お伺いしたいと思います。

- **〇丸野達夫委員長** 今まで藤本さんや、村山さんに行ったような形で書面で 行います。秋村委員。
- **〇秋村光男委員** そうするとこちらから書面で質問事項を出して、向こうから書面で返していただくというふうな形ですか。はい、わかりました。
- **○丸野達夫委員長** よろしいですか。ほかにありますか。赤木委員。
- ○赤木長義委員 おおむね質問内容はいいと思います。ただ、その2の6番については、これは質問する中村委員の個人的な感情が入っているので、もう少しそこは取締役会の議事録と実際のリーシング状況についてはどうだったのかとかいうことで、御自分の感情は消したほうがいいと思いますけれども、その辺はいかがですか。
- 〇丸野達夫委員長 中村委員。
- **〇中村美津緒委員** 個人的な感情とはどの部分から感じられたのか教えていただけませんでしょうか。
- **〇丸野達夫委員長** 赤木委員。
- ○赤木長義委員 かなり強引なやり方や口調での説明ですが、というところです。
- **〇丸野達夫委員長** これは私も確認しているんだけれども、本人が言っているんですよ。かなり強引にって。自分でしゃべっています。
- **〇赤木長義委員** 自分でしゃべっているんですか。この文面だけ見ると。
- **〇丸野達夫委員長** この文面だけ見るとちょっと感情だと思うんだけれども、 議事録の中でかなり強引なやり方だけどって、自分でしゃべっているんです。 赤木委員。
- **〇赤木長義委員** であれば、かなり強引なやり方や口調でと書いてあるようですがとかってということで、直してもらえればわかりやすいと思います。
- **〇丸野達夫委員長** ほかにありますか。

なければ、今、赤木委員からの質問もそうですし、先ほど直営店からヤマト運輸、水の遊歩道の経緯についても、質問内容を具体的にもう少しかみ砕かなければならないので、一両日中に質問事項をきちんとまとめて、皆さんのほうにタブレット端末に送信いたしますので、それを御確認してください。御確認終了後、御三方に対しては郵送しますので。その取り扱いでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丸野達夫委員長 では、そのようにしたいと思います。

案件の5「その他」を議題といたします。

これまで提出された記録についてであります。

前回、11月1日の本委員会におきまして、青森駅前再開発ビル株式会社代

表清算人から提出された記録、青森市長から提出された「株式会社BSMモニタリング資料」及び青森市代表監査委員から提出された「財政援助団体等 監査資料」について、本日改めて御意見を伺うこととしておりました。

まずは、青森駅前再開発ビル株式会社代表清算人から提出された記録に関して――つまり、取締役会の議事録です。この点について御意見をお願いしたいと思います。山脇委員。

○山脇智委員 まず、今回提出されたのが 141 回、142 回、143 回、144 回、145 回の取締役会の議事録なんですが、まず 142 回に関しては議事録がなくて、本当に簡易な何か内容、コメントという感じでやっていて、報告内容すら記載されていない議事録だったということをまず問題としておきたいと思います。

また、141 回の取締役会で、地権者についての地代、賃料についての話が出 てくるんですけれども、その中において野呂社長が、会社の社長でこういう 話をすると特別背任って言われるかもしれないけれどと発言した上で、家賃 が 4000 円から 7000 円に戻る際の 1 カ月分 600 万円が計上されていないとい うことを質問して、木村常務がこれに対して、もう一度覚書を交わして、4000 円レーンでやってもらいたいという期待数値だと述べるんですけれども、野 呂社長は、これで丸青で旅行行く話も家賃を下げないと行けなくなったから、 立ち消えになった。また連れて行けない。1人最低10万円はかかるんだもの ということで、社長であるにもかかわらず、完全に地権者の立場から地代の ことしかしゃべっていないということがまず1つ大きな問題で、あとまた、 水の遊歩道部分も共用部分だから地権者にも権利があるけど、一銭も来てい ないという発言をさらにしています。これに関してもほかに取締役から、何 かしらのアクションを起こさないと会社はもたない。青森市民が出す金です よ。市の税金なわけですよというのに対して、野呂社長は、税金だろうと何 だろうと市民が利用するんならいいんじゃない、それでというような発言を していまして、とても第三セクターの社長とは思えない発言を次々とこの議 事録で出しているということをまず指摘しておきたいと思います。

また、141 回は特記事項として、ヤマトの新規出店について、賃料収入で187万円、営業保証金ではない品目で200万円から300万円を要請している。あと食街道めぐりは11月にオープンを予定。補助金が出ると言っても、持ち出しも100万円、200万円は予想されるので、この分についてはプラスアルファは見ていないというのも、事実とは若干異なる部分があるということを指摘しておきたいと思います。

また、資料がついているんですが――株主総会資料。これもヤマト運輸の部分について、工事費・改装費は全額ヤマト持ちとなっているんですが、これについても事実とは違うということを指摘しておきたいと思います。

あとは 142 回、143 回は――まあ、142 回がないのと、143 回は特に指摘事項はないんですが、144 回ではまた社長が、じゃあ、我々地権者のものはただの協力で終わってしまって、我々地権者が要求したことはやっているのかということで、赤字になってもよければそれでいい。 2 月で切れる地権者には7000 円で支払わないといけないというような発言をしていまして、本当に、この社長の発言の大部分が地権者の地代を元に戻すような発言しかしていないというのは、大変大きな問題なんじゃないかなというふうに思います。

あと 145 回の取締役会では、今回証人喚問を行う方から――名前出していいんでしたっけ。

- **〇丸野達夫委員長** もう議決しましたので。
- ○山脇智委員 契約職員の野呂さん――社長じゃないほうの野呂氏から、りんご箱については、沼田建設との詳細な交渉を継続、契約締結に向け、かつ早期オープンを目指すよう進めていいかということで諮ったところ、全く取締役会では発言がなくて、全員異議なく満場一致で承認されるということがあったということも、指摘しておきたいと思います。

あと、誰がつくった書類なのかわからないんですけれども、添付されている書類に「青森駅前再開発ビル株式会社の経営検証について」というものがありまして、アウガオープンからの10年間、計画と実績の年間比較。これは、野呂さんが社長になる前のアウガの経営がどうだったのかについて検証したもので、この中で「テナント側で行うべき多額な工事費を会社側で負担していた」「見積を取らずに一定の業者に工事等を発注していた」「出張旅費の日当を不当に高い額に設定し多人数での出張を繰り返していた」など、ずさんな会社経営が行われていたように思われるということで、指摘がなされている資料がついているにもかかわらず、テナント側で行うべき多額の工事費をまた会社で負担をして、さらに見積もりをとらずに一定の業者にこの後も工事等を発注しているという、同じ過ちを繰り返しているということも指摘しておきたいと思います。

私からは以上です。

- ○丸野達夫委員長 ほかに取締役会についてありますか。仲谷委員。
- ○仲谷良子委員 私、全部まだ見ておりませんので、一部見たので、疑問に思ったことを言わせていただくと、まず、なぜ取締役会にリーシング担当とはいえ、その野呂周生氏がそこの中に同席をして、そしてリーシングに対しての説明はまずしているわけですけれども、そういうことが非常に疑問であります。

そして、リーシング担当として野呂周生氏が出している文書がついておりましたね。(「はい」と呼ぶ者あり)で、その中には沼田建設への確認ということがありました。その中で、りんご箱の関係の部分ですが、店舗建築のため

の工事費は全てテナント負担、イコール有限会社沼田建設負担でも可能というようなことがついていましたので、るるこれまでの疑問に思ったことが、ここではそうだったのに、なぜ会社持ちになったのかということがまず疑問として残っています。

〇丸野達夫委員長 そのことに関しては進めていきますけれども、そのことを変更した議事録がないんですよね。

ほかに。中村委員。

〇中村美津緒委員 それでは私から、取締役会議事録を見まして思った、感じたことをそのままお話をさせていただきたいと思います。

木村勝治元常務取締役の回答書には、かなり正確に記録し保管していたとの御回答をいただきましたが、先ほど山脇委員がおっしゃいましたとおり、第 142 回の議事録が全く記されていない、詳細に示されていないということでした。また同じく回答に、前副市長であり、副社長であった方の出席は絶対であり、出席しなかった取締役はなかったとの御回答をいただいておりますが、実際には 5 回取締役会が開催されておりましたが、出席していなかった取締役会もありました。この 5 回行われておりましたが、大体平均 2 時間くらいの取締役会でございます。ほとんどが、先ほど山脇委員がおっしたとおり、本来、生産性を生む、会社に利益を生むための取締役会でありながら、この当時の社長は、自分の立場、地権者としての物言いで、議事録のほとんど、半分以上でしょうか。地権者の賃借料を上げるような話をみずから持ちかけていることに、私はまずもってびっくりいたしました。御本人も、先ほどおっしゃいました、会社の社長でこういう話をすれば特別背任って言われるかもしれないと議事録に記載されておりまして、背任行為をみずから認めて何度も答弁をしておりました。

また、とても不思議に思ったのが、これまで市側の答弁が二転三転したことがよくあったわけですが、よく出てきた内容が、当時の担当者から聞いた。その当時の担当者というのは、ビル会社からの担当者でした。それで、141回、4月26日の議事録にはという答弁が何度も出てきましたので、この第141回、4月26日の議事録を何度も見ましたが、まず補助事業に関する内容については、いろんな、たくさん150ページぐらいある中で本当に3行しか出てこない。じゃ、どうやってこの補助事業が取締役会で諮られたかというのが本当に疑義が残るような状況でした。そして、この1年間の議事録の中で、ようやく補助事業であるあおもり「食」街道が出てきたのは、平成25年2月8日の議事録。これはもう、それこそ先ほどの契約嘱託職員の方がペーパーで3枚くらい書いたものの報告のみで終わっておりました。先ほど仲谷委員もおっしゃいました、契約嘱託職員が取締役会に出席し、そして議長から発言を許され資料を提出し、すぐに満場一致で承認をいただくということがまず

よく出てきました。

それで、水の遊歩道も――まずここからが沼田建設が入り始めるきっかけ となるんですが、当時の木村勝治元常務取締役でしたが、回答書には、沼田 建設の見積書は割安と感じたというふうなお答えをしておりましたが、実際、 青森駅前再開発ビル株式会社の株主であります大手ゼネコンから、その都度 見積もりをとっていったんだと思われます。大手ゼネコンの見積もりと沼田 建設の見積もりが出されておりました。大手ゼネコンは2回にわたり見積も りを出しておりました。そしてその後に沼田建設の見積もりが出されており ましたが、その価格が、本来、契約書に記されている金額と取締役会に出さ れたペーパーの金額とかなりの誤差がありまして、結果として、大手ゼネコ ンの見積額と沼田建設の見積額の差は、税込みで8万3500円しかないことが わかりました。なので、そんなに割安ではなかったんではないかなと。まし てや、この水の遊歩道ですが、平成24年4月26日に取締役会が開催されて おりました。しかしながら、この沼田建設が出していた見積書の日付、そし てビル会社と交わした契約日が、4月23日。要は、取締役会で、水の遊歩道 をこういうふうに活用したい、何とか皆さん賛成してくださいというふうに 諮られているんですが、何てことはない、その3日前にもう沼田建設と契約 を交わして発注している。これにはとても不自然さを感じました。

直営店についても、とても疑義がまた深まるような内容でした。これは当時の管理部長からの報告事項で、8月のオープン予定において、それに間に合わせるために既に展示会に行っていただいて商品の発注をお願いしているというふうに取締役会でお話をしておりました。また、造作工事に要する経費等が試算できていないきょうは既に動いているが、承認をいただきたいというふうに、これも報告のみで取締役会で満場一致で可決されております。よって――何と言うんでしょうか、もうあらかじめ全て紙で提出して、そして満場一致で可決される。この取締役会のあり方、これはもう一度調査すべき内容だと私は感じました。

それで、ここからが先ほど言いましたリーシングの――ちょっと乱暴でひどいところではあるんですが、直営店を出店するに当たって、ビル会社側はやっぱり空き区画のテナント、空き区画の場所がたくさんあるところから、そこにどうですかと促している、交渉しているということもあるんですが、結果として必要だ、ここでやりたいというのを明記して、でも実際そこには契約更新をしたばかりのテナントが営業しているんですね。でもそこは、年間約2500万円の売り上げを上げ、そして賃借料を年間320万円もビル会社に収益を上げている優良テナントです。議事録の中には、そのテナントを立ち退きさせて、そこに内装工事をビル会社で負担して、そして委託費を払ってやるということが正確に記載されております。これまで市側の答弁も一切そ

ういう話は出てきませんでした。なので、なぜあのときの答弁、しっかりと 議事録を読んでさえ、見ていればちゃんとした答弁ができたはずなんですよ ね。まずそれが、なぜあのときの答弁が違った答弁だったのか、まず疑義が また深まった次第です。

この契約嘱託職員が、いろんな取締役会でかなりの権限を持っていたとい うことがありました。非常にここは理解に苦しむところですが、当時、テナ ントは全て出店者会に入るということが――各テナントがこういう出店営業 及び店舗使用に関する契約書を交わして――ここに記載されております。そ れで、出店者会で販売促進費を毎月皆様が支払っているのがずっと使われて いない。かなり3000万円、4000万円になる金額、これだけ払っているのにな ぜ使わないんだということで、ビル会社側と出店者側が争っていたというこ とが以前議会でも取り上げられていたことがあったと記憶しております。で、 これも取締役会でいろいろと議論されておりました。当時の次長はきっと正 義感を持ってこのようにおっしゃっておりました。販促費を集めて使ってい ないという状況なので、責任は果たさないといけないというふうにおっ しゃって認めておりました。しかしながら、当時の社長は、いや、訴えられな ければいい。それでまた、取締役会で契約嘱託職員からは目を疑うような議 事録が記載されておりました。全て記載されているとおり読ませていただき ます。相手テナント側――これは争っているテナント側に対しまして、向こ うは契約更新をしたいんだ、アウガで商売をしたいんだということなんだけ れども、こちらのほうはちょっと駆け引きに使わせていただいております。 ビル会社側との関係がうまく行っていない商売にある中で、こちら側として は契約の更新はちょっと難しいということを伝えております。これは 11月 26 日のことですので、あと数日しかないようなことを、逼迫感を持っておっ しゃっておりまして、今月中にやらないと契約更新は難しくなりますよと 言っておりまして、そのリーシング担当の職責で、権限のようなものをちら つかせて、いろんなところで都合のいいようなリーシングを行っているとい うことが、ほかにもまだまだたくさんあるんですけれども、そのようなやり 方でリーシングを行っていたんだというような。それで、この強引なやり方、 議事録にも出てくるんですが、ちょっと乱暴に扱わないといけない、そういっ たふうに、ちょっと強引にやるみたいな、そういうリーシングに対して非常 に不適切な表現の議事録が何度も出てきます。

ヤマト運輸の出店に伴う経緯についてもそうでありました。先ほど山脇委員がおっしゃいました、内装工事は全てヤマト運輸側が持つというふうな話で取締役会で文書が出されているにもかかわらず、ビル会社側が負担した金額が約880万円、ヤマト運輸が出したのは300万円。それで、実際にかかった費用——カクヒロ船場さんが工事を請け負った金額が約300万円。やっぱ

り内装費用は 300 万円で合っていたんですよね。ところが、ヤマト運輸も青森駅前再開発ビル株式会社の株主でありました大手宅配業者がいるのにもかかわらず、ヤマト運輸を出店したということで、大手宅配業者に対して謝罪文まで出しておりました。そういったことをしながら、何かこう、とても不自然なやり方をしているリーシングに、私は非常に不快に思った次第であります。

最後ですが、りんご箱の内装工事に対してもさんざん議論してまいりました。市側の答弁は、A工事、B工事、C工事、本来ビル会社が負担するのがA工事だとかいろんなことを言っておりましたが、この契約嘱託職員が出された計画書には、8月――ずっとさかのぼって昨年度の8月には全テナント、つまり、契約更新、向こうから断ったというふうに議事録でもずっとそうなっていますし、木村勝治元常務取締役の話もそうなっているんですが、出された陳述書にもそうではありませんでした。要は、都合の悪いテナントに関しては、契約更新をあえてしないような方向に持っていったというのがあからさまに伝わる内容でした。しかも、このときに既に、逆に沼田建設のほうから一一これも素直に読み上げますが、沼田建設のほうから、内装工事をビル会社に負担してほしいというふうな依頼をしておりました。ただし、33万333円を賃借料に上乗せをして返済しますと。だから5年間借りますということでお話をもう詰めております。なので、これも最初から市側がちゃんと書かれていることを答弁していれば、いろいろなこれまで何度も空転しておりましたが、そういったことはなかったんではないかなと考えております。

ただ、ここで議事録、監査資料、そして株式会社BSMの資料を照らし合わせますと、この 2000 万円を賃借料に上乗せするということが、実際約束は守られていません。しかも、この取締役会に提出されました資料には、地権者そして周りから、沼田建設とビル会社が癒着しているといううわさが立っているのでということで、もうここで、ビル会社側と沼田建設が癒着しているというのを認めるかのような発言をして、それだと家賃を低く設定するとまたうわさが広まるので、以前のテナント業者、284 万円——1年間で全テナントで約 3400 万円の収益を上げておりますので、それよりも少し高くして、それに月々の支払いを行っていくということも、ちゃんときめ細かく記載された書類が議事録に提出されておりました。

以上のことから、いろいろな提出されていない議事録もありますが、何のためにこのリーシングをやっていたのか、そして何のために取締役会があったのか、これは本当に機能していたのかというふうに、とても疑惑が残る取締役会でした。しかしながら、これまでの取締役会の議事録全てに目を通した中で、井上監査役が非常に的確に御指摘、発言されていることが、唯一私が感銘を受けた御言葉でした。その監査役のお話にも耳を貸さなかった取締

役には、私、非常に責任があると考えております。 以上でございます。

〇丸野達夫委員長 ありがとうございました。 ほかにございますか。山脇委員。

○山脇智委員 補足で、今、中村委員が指摘したものは、145回の取締役会についている「アウガB1 りんご箱 出店について③ 野呂周生作成」という資料からのものなんですけれども、この中で店舗の改装工事費は全てテナント負担ということで、沼田建設の回答は「正直、店舗の改装工事費用はアウガに協力をいただきたいので、限度額をお知らせいただきたい」。全額負担約2000万円程度、建築協力していただける場合は、60カ月間、固定営業料に30万円程度プラスしてアウガへ支払うものとする。60回掛ける月額30万円で1800万円というのが資料で書いてあるんですが、最後、さっき中村委員が指摘したのは、これは取締役会での確認事項ということでもう既に記載されていて、契約期間5年にて賃料33万333円を上乗せして償還するとのことということで、取締役会で確認されていることが果たされていなかったということなので、大変大きな問題だと思います。

あともう1点、この会議録には、加賀谷元副市長も出席しているにもかかわらず、これまで再三取締役会では、会議に出席している方がしっかりと市の立場を伝えているというのが市のこれまでの答弁、立場だったと思うんですが、全く具体的な発言は一切していない、相づちを打ったりするくらいで、具体的な提案や発言が全くなされておらず、市の立場はこの取締役会では全く反映されていない、発言もされていないということも指摘しておきたいと思います。

〇丸野達夫委員長 ほかにありますか。

私も半日かけて取締役会の議事録を見ましたけれども、すごく憤りを感じました。本来、取締役会とは、会社の経営について考えていかなければならないものでありますが、取締役会がビル会社に不利益をもたらすことを議論していること自体、非常に憤りを感じますし、経営者としての資質やその能力を問われてもしかるべきだと思います。

彼らを取締役として送り込んだ株主である青森市の問題もやっぱりここに はあるんだろうな、やっぱり潰れるべくして潰れたんだなということが、取 締役会の議事録を見るとよくわかります。自分たちの利益のみを議論し、全 く第三セクターとしての役割であるビル会社のことについて議論されていな いことが明らかになっております。

また、店舗退店についても、強引なやり方で店舗退店に追い込み、さらに新しい店舗については、恐らく後の調査でわかってきますが、自分たちの都合のいい店舗を入れて、安く家賃設定をする。まさにこのこと自体、ビル会

社はどうやってもうけていけばいいんだということがあります。

先ほど山脇委員が言いましたけれども、市側の意見なんて全然述べていません。そういうことを考えると、やっぱりビル会社の経営そのものは、この時点から破綻していたと言わざるを得ないと私は思いました。非常に憤りを感じる議事録ですので、仲谷委員は途中までしか見ていないということですので、後で見て、もし感想があれば後の委員会で述べていただければと思います。

これにて議事録については終わります。

次に、株式会社BSMモニタリング資料に関して、御意見を求めたいと思います。

これについてありますか。山脇委員。

○山脇智委員 このBSMグループの「合意された手続実施結果報告書」は、 平成23年6月30日から、今提出されている分が平成26年4月30日までな ので、ちょっと順番を追って指摘していきたいと思うんですが、まず平成23 年6月30日に提出されたものに、月次業績に基づく財務分析についてという ことで──これはこれからもずっと載るんですけれども、収益性、成長性、 試算・資本効率、安全性という4点について詳細に分析しているんですが、 もうこの時点でいずれも苦しい、厳しいという分析をしているんですが、た だ、この状態ではまだ余裕がある、危険な状態ではないということも同時に 書かれています。これが回を重ねるごとにどんどん悪化していくということ です。あとこの時点で、担保の公示価格の推移ということで、唯一担保とし ては固定資産、建物等しかないということなので、この公示価格についても 年々下落傾向にあるため、動向を観測する必要があるということで、このB SMグループからは指摘がなされています。

あとは、月次業績評価会議というのが毎回行われているんですが、これに本来であれば出席していなければならない常務取締役などが出席していない回が多々あるということも、問題として指摘しておきたいのと、またこのBSMグループのこの6月30日に載っている平成23年の4月度の月次業績評価会議では、賃借料の改定が合意できなかったとかそういう報告がなされています。

それで、この回は新社長に野呂社長が就任したので、インタビューという 形で、最後にインタビューが載っているんですけれども、この中でも先ほど 取締役会の議事録で指摘したのと同じように発言を抜粋していくと、野呂社 長は、地権者は協力している。ビル会社、市ももっと協力、負担すべき。賃料 の値下げを最初の対策とするのは受け入れられない。自分が社長になったの は、お金がないだけで賃料を下げることだけで済まさずに、ビル会社、市も 協力して3者一体で対策をするためである。今までの経営陣は、地権者に負 担を強いるだけ。非常に究極の考え方だが、1億円の賃料削減をしたとしたらほかに対策は要らないわけで、この場合、むしろ会社は潰してしまったほうがいい。これが社長の発言です。このインタビューの内容もほぼ8割、9割がこの地代、地権者の賃借料を下げないため、下げないでほしいという発言ばかりで、とても社長のインタビューとは思えない。

また、ほかに載っているインタビューで気になったのは、小枝専務という 体調不良ですぐ辞任された方ですけれども、この方は青森駅前再開発につい て、青森駅前再開発を経て地権者が市から権益をかち取った全国でも最悪の 事例と理解しているというふうに、このアウガについては指摘しています。

あともう1個、このインタビューで気になったのは、木村常務取締役が、 当初は私が社長の就任要請を受けた。難しいと言うと、かわりに社長となる 方の推薦を依頼され、その際に、ビル会社の経営課題は地権者との調整なの で、むしろ地権者に社長を依頼されてはとの発案を行ったところ、野呂社長 へ就任要請がなされたのではないかと理解しているということで、この野呂 社長が就任に至る経緯については、当初は木村常務取締役が依頼を受けて、 その発案で野呂さんが社長になったということがわかっています。

次に、平成 23 年 9 月 30 日の報告書なんですが、この中に給与手当として 第 20 期人員増員のため、198 万円増となったということで、たしか市では、 この新しく雇った人たちには報酬を払っていないというような説明もしてき たと思うんですが、これについてなぜこういうふうに給与として記載がなさ れているのかというのがちょっとわからないところなのと、あとは賃借料で 第 20 期・平成 22 年 5 月 28 日で合意した、地下新鮮市場に入居している方 と、1坪 7000 円を 5000 円とした賃料の合意適用が終了したために、1000 万 円近く賃借料が上がっているということも書かれています。このときにまた 社長インタビューも同様に載っているんですが、18 者中 17 者が合意して、 残る1者については合意がとりにくい、坪単価は当時の収入に基づいて実質 的な等価交換、今後も交渉は難航するだろうということで、なぜか社長がこ の地権者との交渉がうまくいかないということを――言っていいんですかね。 (「いいよ」と呼ぶ者あり)これは合意していない地権者の方が今の社長なの で、これは自分のところが合意できないということを社長インタビューで述 べるということは、これはどんなものなのかというふうにまず思うというの は指摘しておきたいと思います。

次に、平成23年12月31日では、今後の改善事項と再生に向けた重点方針ということで、これは経営陣から出されている意見なんですが、テナントビルとしてアウガを見た場合、収益を生む源泉である店舗面積割合が6.5割と通常の百貨店よりも極端に少ない、そのため共益部分の負担が相対的に大きくなっている。そのため最低賃料平均1万円はないと利益が生じない構造で

あるということが既に指摘されていますが、これも全く賃料がこの1万円に 達しないところばかりで、到底黒字を生めるような状況ではなかったという ことがわかります。

次は、平成 24 年 3 月 31 日でも、これは B S M からの指摘で、リーシング活動に力を入れ、ビル自体の収益向上を目指すべき。現状の売り上げに合わせた経費の圧縮、資金繰りが――ここから徐々に悪化して、かなり注視しなればならないという指摘がなされています。債権者の立場としては、依然として事業の継続性に疑問が残ることは事実であるということで、事業の継続性もこの時点では既に疑問があるということが、 B S M から指摘がなされています。

次に、平成24年5月31日で、これもまた会社が苦しい時期なんですけれども、給与手当が前期比で108万3000円の増で、当期新たに新規に雇用しているということが述べられています。

この中で、安全性の部門での負債比率の指摘がまた変わってきまして、ここから経営悪化がわかるんですが、資金調達のルートの他人資本と自己資本との比率で、これまでは700%だったのが、この時点から経常的に800%を超す高い比率で、かなり経営が悪化してきているということが指摘がなされています。

また、自己資本比率も対象会社の場合、今 10%で、総資本における大部分の資金調達が借り入れであるということも、この B S M グループから指摘がなされています。

次に、平成24年7月31日の報告書なんですが、ここから出てくる情報で、 月次店頭売上情報という、全テナントの売り上げが記載されているものがあ るんですけれども、この中で1つ気になるのが、地階テナントについてなん ですけれども、これまでずっと地階テナントは地権者が出している以外の借 りているテナントは2テナントあるということなんですが、りんご箱の前テ ナントの売り上げは載っているんですけれども、もう1店舗の売り上げが一 切載っていないということが不思議というか、なぜ載っていないのかという のがよくわからない。

次に、平成24年10月31日では、この月次店頭売上情報、これもまた同じようにりんご箱の前テナントの売り上げは載っているんですけれども――載っていなくて、ここからはさらにフロア別売り上げということで、地下から1階2階3階4階の全てのテナントが、何テナント入って幾ら売り上げをしているのかと載っているのに、これについてもフロア別売り上げが、地下1階は店舗1、売り上げはこの1店舗だけという。これも大変不可解で、なぜなのかちょっと調べなければいけないんじゃないのかなというふうな感じを受けました。

次に、平成 25 年 1 月 31 日、ここで販売委託費が新たに加わって、ガールフレンドに委託を始めるんですが、これが 310 万円ということで、もともと市はこの直営店については売り上げは好調だという報告をずっと常任委員会とかでもしてきたんですが、このBSMグループでは逆にここからこの直営店が非常に経営に悪影響を与えているという指摘が始まりまして、ここから、まず最初の指摘なんですが、直営店の販売影響もあり売上高総利益率は下落傾向にある。なお、今後直営店経営に伴う在庫リスク――長期在庫、不良在庫も考慮する必要がある。安易の在庫リスクは長期的に資金硬直化を招くおそれがあり、企業経営の重しとなる可能性がある。そのため直営店の利益率及び在庫金額にも今後注視する必要がある。現在は数値としてあらわれていない在庫リスクを考慮すると、長期的に資金繰りが苦しくなる可能性もあるため、十二分に注意が必要であるというふうに指摘がなされています。

次に、平成 25 年 4 月 30 日の報告書なんですけれども、ここでは月次業績評価会議、平成 25 年 2 月度のもので、収益が飲食店が大きく落ち込んだということが書かれているんですが、これが今回りんご箱の前テナントの方がテナントを退店したことが大きく影響して、飲食店は前月比と比較して 41.2% しか売り上げを出せていないということも報告がなされています。

次に、平成 25 年 7 月 31 日、ここでもガールフレンドがかなり重しとなっていることが指摘されていまして、読み上げますと、粗利益額の絶対額も減少していることは注視すべき。利益率の減少はともかく、直営店の展開は絶対額は大きくなるべき数値である。在庫リスクを負っている面からも利益額の増加に注力が必要と考えられる。売上増加率、大きな変動なし。在庫抱えリスクがある以上、さらなる売り上げが必要と出ています。

次に、平成25年10月31日、ここから経営が一気に悪化しているとの指摘が始まりまして、売上高総利益率で粗利率が悪化していることは注意すべき点である。粗利益額の絶対額も減少している。売上高の減少も生じており、直営店の展開による在庫リスクが生じていることを考慮すると注意すべき点である。売上高営業利益率についても、本来の営業活動による利益率であり、本業の収益性を示すものである。ここ1年営業損失率、一桁台から第2四半期では100%を超えて、かなり収益率が悪化している。黒字化が課題という指摘がなされています。

売上高経常利益率、自己資本純利益率も早急に黒字化をすることが課題だと指摘がされて、さらに負債比率も 800%とさきのときは報告されているんですが、比率は上がり 1000%が見えてきている、流動比率という支払い能力も明らかに低下している。先ほどの指摘でも他人資本が上がり、借入金に依存しているということが指摘をされて、最後総括だと、「当期の損益ベースの指標を俯瞰してみると売上高の減少により営業損失に陥っており、かなり会

社の業績は厳しいと言わざるを得ない。現在の赤字は特別な要因による赤字ではなく、明らかに通常の営業活動において黒字計上できず慢性的な赤字体質から脱却できない状態のためである。その傾向がこの第2四半期では如実に現れている。売上高の減少と合わせて、粗利率も減少傾向にある点にも注意が必要である。大幅な減少ではないが漸次減少している。直営店での販売があるため粗利率が下がることはある程度理解できるが、売上高も減少しており、明らかに会社の営業活動が悪化していると言える」ということが指摘され、営業活動の大幅な改善が必要であるということが、この10月31日で指摘されています。

次が平成26年1月31日で、これはほぼ同内容の指摘がなされて、今、現 状出ている一番最後が平成26年4月30日、これを最後に報告したいと思う んですが、まずここに先ほどりんご箱の出店の経費が建物附属設備費という ことで、出店に伴う改装費 1250 万円というふうに記載がなされています。こ こでもうかなり会社は倒産が見えてきているということが、ここで具体的に もう既に指摘がされてまして、負債比率が1000%、かなり危険な状態と言え る。自己資本比率、漸次悪化。流動比率、青森市からの借入金のうち一年内返 済予定の借入金が固定負債から流動負債に振りかえ。借入金が返済される場 合、資金繰りが急激に悪化することが予測される。現金預金・営業保証金比 率、3月急激に指標が悪化、資金繰りが急激に悪化する可能性があるため、 緊急の対応が必要である可能性がある。現金預金・営業保証金比率、当期は おおむね資金繰りの危険性は低かった。3月に急激に指標が悪化、退店希望 者がふえれば資金繰りが窮する可能性があると言え、かなり注意深く対応す る必要がある。現金預金・総預かり金比率、3月に急激に指標が悪化してい る。この時点でもう営業利益で黒字化することはかなり困難であるとはいえ、 これを達成しないと会社の存続問題にもかかわってくるということで指摘が されて、この資料が終わるんですけれども、BSMグループの監査では既に 早い段階から会社の問題点を多く指摘されて、これも市の経済部は既に見て いたはずで、市に報告されているものなのに、市では何ら手を打ってこなかっ たというのが、この資料からははっきりと見えてくるのではないかと、全体 的に見て思いました。また、多く疑惑に絡んだ指摘事項についても今後、さ まざま照らし合わせていく必要があると思っています。

- **〇丸野達夫委員長** ほかにありますか。中村委員。
- **〇中村美津緒委員** 私から少しだけ補足でした。

私、以前からずうっと指摘してまいりました、平成 24 年度だけ特化してとても異質であり、黒字化にしてはとても不思議な年度でございました。株式会社BSM様はどのような見解を考えているのかなと思って見たんですが、逆にそういったことは一切記しておりませんで、これ、議事録と株式会社B

SMの内容を照らし合わせていたんですが、逆に議事録では、先ほども申し 上げました 11 月 26 日、これは第4回目の取締役会なんですが、社長は―― これは名前が記載されてないんですが、誰かから、一向に改善しないで赤字 がどんどんふえていることはどういうことなのかというふうに聞かれており まして、株式会社BSMの資料にも、結構経営が改善されているとかという のは一切なかった中で、その11月の暮れに、こういった話がありまして、2 月に行われた取締役会でも、実際に全テナントが退店するに当たりまして、 月 300 万円以上の賃借料が入る予定が――なかなかというか、収入がなくな るので、2カ月で600万円の未収入によって赤字が膨れ上がるということを、 2月の段階で話をしているんですね。にもかかわらず、2月、3月のこの2 カ月間で、この黒字化に持っていったというその手法がですね、どうも私は、 恣意的にどうしても黒字にしなければいけない理由があって、何だか意図的 に黒字にしたのではないのかと思いまして、いろんな議事録等を見たんです が、逆にこの時期のその取締役会の資料が何せ詳細に記載されていないもの でございまして、BSM様の資料にも、黒字化になったので、いやすばらし いことだとかそういう褒める言葉が一切なかったのが、ちょっと私は疑問に 思ったところでした。

最後に、先ほど山脇委員がおっしゃいました、株式会社BSMというのは、青森市が結構な金額でたしかお願いをしていたんですよね。それで、いつかのその予算特別委員会でそれが否決されてなくなったんですが、なぜこのBSMのすごい資料を、ビル会社と市側で共有しなかったのか。私は共有していたと思うんですが、これは議事録にも、ビル会社のいろんな取締役会で、過去の経営検証、そして外部監査をやるべきだというのが結構議事録で出てくるんですが、最後の2月8日に過去の検証、そして外部監査を初め……。含めて実施いたしますというふうに結論づけて報告しております。で、そのやりとりの中に、青森市が株式会社BSMに依頼しているので、当社で多額のお金をかけて青森市が依頼していたのを、どうして共有しなかったのか。また、幾らくらいかかるんだという問いに対して、弊社は80万円ぐらいかかるというふうなやりとりもあるんですね。なぜそのようなやりとりが何年もたって議論していたのかというのが、本当に、経営に全く生かされていなかったんだなというふうなことを深く疑問に残った感じでございました。

株式会社BSMについて、私からは以上でございます。

〇丸野達夫委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇丸野達夫委員長 私も1日以上かけてBSMのモニタリング資料を拝見しました。非常に問題点の抽出がよくなされておりまして、彼らの指摘されて

いるとおり経営が行われていれば、あるいは倒産しなくても済んだのかなということが伺えます。

先ほど山脇委員がおっしゃったように、やっぱり坪単価平均1万円を達成できるような契約の仕方をしたりですね、先ほどお話にありました、取締役会でのばかげた会議のようなことをしていなければ、もうちょっとましな話になってきたのかなと。早い段階で直営店が重荷なんだよという指摘にもかかわらず、市は議会に対しては好調であるというふうな報告をしておりました。こういうことが事実としてきちんと報告され、問題意識を会社と市が共有できていれば、破産に至るまでの経緯というのは、もうちょっと違った経緯になってきたのかなということがよくわかります。

地階のテナントに関しても、退店したことが大きな原因であるというふうに述べていることから考えると、強引に退店させたこと自体、そのこと自体がやっぱり破産に向けた引き金だったんだろうなというふうに安易に想像できます。

さらに、先ほど山脇委員も指摘しましたが、地階の1階テナントは、議会でも問題になっていますが、賃料を滞納しているテナントで、今現在も入居している、返済しているテナントなんですが、ここに関しては、市もそうなんですが、このBSMのモニタリングでもなぜか特別扱いされている。このことについてはやはり何らかのメスを入れなければいけないなというふうな思いをいたしました。そのことについてはまた別枠で、皆さんの要請があれば取り扱ってまいりたいと思います。

次に、財政援助団体等監査資料について御意見を求めたいと思います。何かございますか。中村委員。

〇中村美津緒委員 監査資料からでございますが、まず監査資料――平成26年度、27年度の監査資料でございました。これがまた非常に的確に指摘をされておりました。その中でまず1つ目の直営店のガールフレンドの件でございました。幾度となく私もガールフレンドが最後に抱えた在庫について、多額の在庫、そしてかなりの量の在庫があったというふうなことが記載されておりましたが、監査資料でも、ガールフレンドの期末の棚卸しについて、これは適正かというふうに質問されておりました。ビル会社側の回答は、監査法人により、棚卸し監査を実施し、適正とされている。自社店舗ガールフレンドについては、3月31日に閉店し、4月・5月で売り尽くし販売となることから、実評価から507万3574円を商品在庫評価損失として差し引き、217万4389円となったというふうに記載されていたんですが、なぜかその次の期末には、数カ月しかたっていないのに、500万円ぐらいやっぱりこう急激に減っていったんですね。この500万円が急激に減ったのであれば、この在

庫売り尽くしで 500 万円以上の売り上げがあって当然ではないかなと思った んですが、そうではない。しかもまだ在庫 200 万円はある。じゃあその 500 万円はどこにいったんだろうとずうっと不思議に思っていたんですが、その 実評価からその商品在庫評価損失として 500 万円を差し引いた。この差し引 いたのはどこにいったのかなと。帳簿上差し引いたのか。これは本当に調査 していかなければいけないような状況ではないかなと。しかもこの残った200 万円、この在庫はじゃあどうしたんだというふうなことが、とても疑義が深 まるような内容の資料でした。また、この監査資料、今までの私たちが調査 した中では大きい金額しかあからさまに出てこなかったんですが、この監査 資料は、本当にきめ細かく、どの工事で幾らかかったのかというのがすごく きめ細かく記載されていたんですね。そうすると、よく見ますと、今まで何 度か取り上げてきました、この特定の者で会社をつくって、いろんなテナン トを運営してきたというふうなことが今までこれまで何度も議論されてきま した。その会社に、10万円、20万円、30万円、50万円のいろんなその―― 何と言うんでしょうか、工事だとか発注だとかが、結構、特定の者に限って されているんですね。これはですね、やっぱり何のためにこの金額が必要だっ たのか、工事が必要だったのか、なぜその特定の会社に対してやる必要があっ たのか、これもこの監査資料から伺えるところでございました。そうですね、 一番気になったのが、その直営店のガールフレンドの約 800 万円あったその 在庫の行き先ですね、また売り尽くしたのであれば、その販売した売り上げ に対して、本当に適正に反映されていたのか、その監査資料で本当に非常に 深く疑義が残ったような状況でございました。

監査資料からは以上でございます。

〇丸野達夫委員長 ほかにございますか。

これは私も見ているんですが、赤木委員と同様、監査委員でございました ので、監査委員で知り得た情報は話できませんので、ここでは割愛させてい ただきます。

それでは、その他、委員の皆さんから何か御意見等ございますか。中村委員。

○中村美津緒委員 その他のその他になりますが、これまでいろいろ市側の答弁をいただいてまいりました。私が見てきた監査資料、株式会社BSMの資料、そして取締役会の議事録から、当時の、今の経済部長の答弁が、幾度となく異なっている答弁がありました。それで、今回──きょう、見積もりした2者の業者の証人喚問も決まりました。この見積もり合わせをした業者の回答も、あのとき、経済部長からいただいた御回答、答弁と、全くとは言いませんが違っております。そういった違った答弁を、何度も発見いたしました。よって、証人喚問も控えていますことから、もう一度、確認のために、堀内経

済部長の。これは普通にこの場での質問をさせていただきたいと考えておりましたが、よろしくお願いいたします。

〇丸野達夫委員長 ただいま中村委員から、次回の委員会に経済部長の出席 を求める申し出がありましたが、いかがでしょうか。求めることでよろしい ですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○丸野達夫委員長 それでは、次回の委員会に経済部長の出席を求めること といたします。なお、質疑を円滑に進めるため、中村委員には質疑内容の通 告に御協力いただきますようお願いいたします。

中村委員以外で質疑を希望する委員は、会議終了後、事務局まで御連絡を 願います。

その他、皆さんからありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 事務局からは。

[「ございません」と呼ぶ者あり]

〇丸野達夫委員長 それでは、次回の委員会開催日ですが、次回のアウガ問題調査特別委員会の開催は、11月22日午後1時30分からとなります。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも初期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

(会議終了)